

第 8 号議案 知多都市計画道路の変更について

意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

縦 覧 期 間	令和 2 年 11 月 6 日から令和 2 年 11 月 20 日まで
縦 覧 場 所	愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課、東海市役所、 知多市役所及び常滑市役所
意見書提出状況	25 通 (22 名 3 団体)

第8号議案 知多都市計画道路の変更について

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
1. 計画に関すること		
1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・大田インターチェンジの市道との接続箇所を2箇所から1箇所に減少させることは交通安全上危険である。 ＜2通（2団体）＞ 	<p>交差点西側へ延伸する新たな道路整備構想を踏まえた公安委員会等との協議の結果、各ランプと市道との接続箇所を2箇所から1箇所に集約することにより、交差点部の安全性を向上させることが適切であると考えております。</p>
1-2	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢インターチェンジ、青海インターチェンジの逆走対策に係る都市計画変更の内容は現計画の不備である。 ＜23通（21名2団体）＞ 	<p>当該インターチェンジのオン・オフランプの交差は、その交通量等から平面交差形式が適切であるとして、平成26年4月に当初都市計画を決定しました。しかしながら、その後、平成27年度に国の逆走問題に関する有識者委員会が立ち上がるなど、逆走防止対策の重要性が増大したことを踏まえ、公安委員会等との協議の結果、立体交差形式に変更するものです。</p>
1-3	<ul style="list-style-type: none"> ・料金徴収期間中の交通量の変化を公表されたい。 ・今回のインターチェンジ形式の変更等に伴う事業費の増分、費用便益比を公表されたい。 ＜23通（21名2団体）＞ 	<p>料金徴収期間中の交通量の変化については、都市計画変更案の図書に記載し、縦覧させていただきました。</p> <p>なお、事業費及び費用便益比等については、当該区間の事業着手時や事業計画の変更時において、事業者により公表されます。</p>

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
2. 道路の必要性に関すること		
2-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍、テレワークの増加等による中部国際空港の利用者の減少に伴い西知多道路の計画交通量も減少することは確実であり、建設を急ぐ必要はない。最新の資料に基づき検証されたい。 < 23通 (21名2団体) > 	<p>平成26年4月の当初都市計画決定時の計画交通量は、平成17年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）に基づき将来交通量推計を行っております。今回の都市計画変更案の作成に当たっては、平成22年度 道路交通センサスに基づく計画交通量の検証を行い、当初都市計画決定時の推計結果と概ね同じであることを確認しております。</p> <p>なお、計画交通量につきましては、現時点で、平成22年度 道路交通センサスに基づく推計が最新の知見です。</p>
2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西知多道路事業を凍結し、既存道路の老朽化対策、渋滞対策を優先されたい。 < 23通 (21名2団体) > 	<p>既存道路の老朽化対策、渋滞対策は、県の重点施策に位置付け、計画的に進めております。</p> <p>なお、西知多道路の整備により、国道247号（西知多産業道路）の渋滞対策に繋がるものと考えております。</p>
2-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西知多道路は不要、建設に反対である。 < 3通 (3名) > 	<p>西知多道路は、中部国際空港と伊勢湾岸自動車道を直結するとともに、名古屋高速道路を經由して名古屋駅を結ぶ重要な道路であります。</p> <p>また、知多半島道路とダブルネットワークを形成することにより、災害時における輸送経路の強化が図られます。</p> <p>さらに、国道247号（西知多産業道路）の渋滞対策、物流の効率化等を図る上でも大変重要な道路であると考えております。</p>

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
3. その他		
3-1	<p>・都市計画法第16条に基づき住民意見を反映するための公聴会を開催すべきである。 <23通(21名2団体)></p>	<p>都市計画法第16条に基づく措置としましては、今回の都市計画変更の内容が部分的な区域の変更であることから、公聴会方式ではなく説明会方式を採用し、昨年9月末から10月初めにかけて、沿線の東海市、知多市及び常滑市で説明会を開催しました。県民の皆様のご意見を反映する措置は適切に行っているものと考えております。</p>
3-2	<p>・当初都市計画手続きにおける都市計画決定権者の見解「予測し得なかった変化が見込まれる場合は、調査・予測・評価を再実施するとともに、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること」、 「環境影響評価に係る資料等の知見を都市計画決定権者から事業者に遺漏のないよう引継ぐこと」を確実に実行すること。 <2通(2団体)></p>	<p>今回の都市計画変更に当たっては、変更内容に応じた調査・予測・評価を実施し、改変区域の変化は僅かであること等から予測結果への影響はなく、新たな保全措置の追加は必要無いと確認しております。なお、この結果につきましては、事業者の西知多道路に関するホームページにおいて公表しております。環境影響評価に係る資料等の知見については、事業者への引継ぎを完了しております。</p>
3-3	<p>・事業者の西知多道路のPIホームページに示している本路線の整備効果は、必要な時点修正が行われていないなど、おかしいものとなっている。 <2通(2団体)></p>	<p>西知多道路のPIホームページは、PIを実施していた当時の経過報告として公開しているものです。西知多道路の整備効果等については、広報誌「にしちたVOICE!」に掲載し、関係市内の全戸に配布するなど事業者により適切な情報提供が行われています。</p>

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
3. その他		
3-4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を進めるに当たって、地元との話し合いの機会を事業者から積極的に設けるべきである。 ・ 西知多道路と他道路との接続、渋滞解消の見込みなど詳細な事業計画を説明して欲しい。 <p style="margin-left: 20px;">< 1通（1団体） ></p>	<p>事業の進め方に関するご意見ですので、地域にお住まいの方々に対して、引き続き事業計画に関する説明を適切に行っていくよう、事業者に応じます。</p>
3-5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長浦ジャンクション～日長インターチェンジ間の有料化に反対する。 <p style="margin-left: 20px;">< 1通（1名） ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有料化に反対である。 <p style="margin-left: 20px;">< 1通（1名） ></p>	<p>有料道路事業の導入に関するご意見ですので、引き続き地域にお住まいの方々の理解を十分得ながら、適切に事業を進めるよう、事業者に応じます。</p>
3-6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西知多道路に関連する以下の整備等を要望する。 <p style="margin-left: 20px;">周辺道路、側道の拡幅や延伸 遮音壁用アンカーの設置 用水付替について水利権者との十分な協議</p> <p style="margin-left: 20px;">< 1通（1団体） ></p>	<p>西知多道路や周辺道路における整備要望等につきましては、事業者及び周辺道路管理者である市に応じます。</p>